

放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用

平成28年7月20日
愛媛県

■要望内容■

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、平成27年4月1日から都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を、1クラブにつき2名（うち1名を除き、補助員の代替可）を配置することが義務付けられた。平成27年4月1日以前から勤務している職員についても一律に研修を受講することが義務付けられているため、研修制度導入前から従事している放課後児童支援員については、研修の内容の一部免除を求める。

1 背景

- 放課後児童クラブは、児童の健全育成と保護者が安心して働ける環境づくりを進める上で、重要な役割を担うとともに、近年、共働き家庭の増加等により、その需要は益々高まっているところ。加えて、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の実施により、放課後児童健全育成事業が「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられるとともに、対象年齢の拡大や、設備及び運営に関する基準の条例化などが行われた。

【主な改正事項】

- 対象年齢の拡大・・・おおむね10歳未満の小学生→小学生へと拡大
- 放課後児童クラブの基準の条例化…省令を踏まえ、市町が条例で定める。

- 本県では、272の児童クラブ（H27.5.1現在）のうち、47クラブが登録児童数19人以下の施設で、これら小規模のクラブでは、確保している放課後児童支援員数が平均2人であり、放課後児童支援員認定資格研修を受講する際の代替職員を配置することが困難である。このような状況の中、経験年数に関わらず、一律に研修の受講が義務付けられたことから、勤務継続職員に対して過度の負担を強いているといった意見が現場の放課後児童支援員から上がっている。

＜H27.5.1現在の児童クラブ数＞
272クラブ 支援員数 1,368人

＜研修計画等＞
平成27～31年度までの受講予定者：1,400人

年度	27	28	29	30	31	計
回数	2	3	3	3	3	14
受講予定者	200	300	300	300	300	1400
受講者（実績）	278	—	—	—	—	—

※放課後児童クラブには、支援の単位ごとに常時2名以上の放課後児童支援員を配置しなければならないため、本県では、在職者に31年度までの5年間で計画的に受講するよう周知している。

- 平成32年度以降は、新任者等に研修を行う予定。

2 具体的な支障事例等

- 実際の現場では、保育士の免許を取得したばかりで社会経験の乏しい職員より、保育士の免許を有しないが勤務経験の長い職員の方が、児童に対する指導（教育・保育）等を援助について精通しており、保護者や子どもから信頼関係の構築や指導について高い評価を得ていて、現場の指導者として機能していることが多い。
- 保育士等の有資格者については、受講科目の一部免除が認められているが、勤務継続者についてはそのような措置が認められていないため、現場職員の不満が大きく、現在認定資格研修を受講していない勤務継続者から、経過措置後に未受講であることを理由に離職するといった声も一部で上がっている。
- 放課後児童支援員支援員認定資格研修の内容は、県が実施している放課後児童支援員の資質向上研修と内容が合致しているものがあり、資質向上研修を受講している勤務継続者にとっては、重複した内容の研修を受講しなければならない。

3 提案の実現後の方向性

提 案①

勤務継続職員のうち、客観的に一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員については、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員であることが講師要件となっている科目について、該当科目の一部免除を行う。

※講師要件の客観的判断基準を国にお示しいただくことで、講義の質も確保できるとともに、受講者の負担軽減につながる。

提 案②

勤務継続職員で一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員については、都道府県が実施する放課後児童支援員の資質向上を目的とした研修の中で、既に受講した科目については、該当科目の一部免除を行う。

※本県では、平成 25 年度から、放課後児童支援員、補助員、児童厚生員、放課後子ども教室関係者等を対象とした「放課後支援員等資質向上研修」を開催しており、その中で実施している障害児童担当支援員研修会では「障害のある子どもの理解」と遜色ない内容の研修を行っているため、一部免除が可能である。

長年従事している放課後児童支援員の免除可能科目について

○…長年放課後児童クラブに従事している支援員について免除可能、×…免除不可能

放課後児童支援員認定資格研修		時間数	免除可能	理由
1	放課後児童健全育成事業の目的及び制度概要	1.5	×	
2	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員とされているため。
3	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	1.5	×	
4	子どもの発達理解	1.5	×	
5	児童期(6歳～12歳)の生活と発達	1.5	×	
6	障害のある子どもの理解	1.5	×	
7	特に配慮を有する子どもの理解	1.5	×	
8	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員とされているため。
9	子どもの遊びの理解と支援	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、もしくは児童厚生施設長または児童厚生施設に5年以上従事している児童の遊びを指導する者とされているため。
10	障害のある子どもの育成支援	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員とされているため。
11	保護者との連携・協力と相談支援	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員とされているため。
12	学校・地域との連携	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員とされているため。
13	子どもの生活面における対応	1.5	×	
14	安全対策・緊急時対応	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、もしくは児童厚生施設長または児童厚生施設に5年以上従事している児童の遊びを指導する者とされているため。
15	放課後児童支援員の仕事内容	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員とされているため。
16	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	1.5	○	講師要件が、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員、もしくは児童厚生施設長または児童厚生施設に5年以上従事している児童の遊びを指導する者とされているため。
		24		
		16科目24時間		

放課後児童支援員認定資格研修と放課後児童支援員等資質向上研修の代替性について

○…内容が特色のないもの、△…内容は概ね一致しているが、愛媛県が実施する放課後児童支援員等資質向上研修の方が内容が簡潔で代替可能とまでは言いえないもの
 ×…科目名や内容が一致していないもの

放課後児童支援員認定資格研修		時間数	代替性	勤務継続職員に対して愛媛県が実施している 放課後児童支援員等資質向上研修		時間数	理由(講師の水準、レジュメ、内容等)
1	放課後児童健全育成事業の目的及び制度概要	1.5	×	—	—	—	—
2	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	1.5	×	—	—	—	—
3	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	1.5	×	—	—	—	—
4	子どもの発達理解	1.5	×	—	—	—	—
5	児童期(6歳～12歳)の生活と発達	1.5	×	—	—	—	—
6	障害のある子どもの理解	1.5	○	障害児童担当支援員研修会		2	講師については大学教授や行政職員が実施しており、実際に使用しているレジュメの内容が概ね一致している。
7	特に配慮を有する子どもの理解	1.5	×	—	—	—	—
8	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	1.5	×	—	—	—	—
9	子どもの遊びの理解と支援	1.5	×	—	—	—	—
10	障害のある子どもの育成支援	1.5	×	—	—	—	—
11	保護者との連携・協力と相談支援	1.5	×	—	—	—	—
12	学校・地域との連携	1.5	×	—	—	—	—
13	子どもの生活面における対応	1.5	×	—	—	—	—
14	安全対策・緊急時対応	1.5	×	—	—	—	—
15	放課後児童支援員の仕事内容	1.5	○	児童保育講座		3	講師に、長年放課後児童クラブに携わってきた経験豊富な方を招いており、実際に使用しているレジュメの内容が概ね一致している。
16	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	1.5	×	—	—	—	—
16科目 24時間		24					

平成 28 年 7 月 20 日

栃木県保健福祉部こども政策課

1 提案事項

都道府県が「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等

2 提案内容

都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」について、保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくとも支援員の有資格者として認定されるよう要件緩和を求める。

3 背景(趣旨・目的)

(1～3：平成 27 年 5 月 1 日現在)

1	県内の放課後児童クラブ数	543 箇所
2	県内の放課後児童支援員数	1609 名
3	2のうち国家資格保有者数	912 名(56.6%)
4	(平成 27 年度) 放課後児童支援員認定資格研修申込者数	210 名
5	4のうち国家資格保有者数	126 名(60.0%)

- ・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間（平成 32 年 3 月 31 日まで）中である現在は、基準の児童数 40 名を超えて運営する施設も多いが、今後は基準にあわせ、創設、分割または新たな支援単位の追加が増加すると見込まれ、放課後児童支援員の確保が課題となる。
- ・放課後児童支援員及び補助員については、処遇面や勤務時間帯等の理由により希望者が少ない、継続雇用とならない等の課題が多く、市町村および設置者においては人材確保に苦慮しているところである。
- ・放課後児童支援員の資格取得にあたっては、研修の受講が必須条件となっているが、保育士等の国家資格を有している者については、その資格取得課程で子どもを理解するための基礎知識等は有しており、放課後児童支援員資格取得後の現任研修を強化することで放課後児童支援員の資質向上は図られるのではないかと。
- ・放課後児童支援員としての専門性や質の向上を図るためには、県及び市町村における継続的なスキルアップ研修の充実が重要である。本県では放課後児童支援員認定資格研修受講予定者の約 6 割が国家資格の有資格者であり、県及び市町村における認定資格研修業務の負担を軽減し、スキルアップ研修の充実につなげたい。

4 具体的な支障事例

- ・経過措置終了後は、1支援単位に2名の放課後児童支援員を設置することが必要となるが、児童数増加（長期休業による増加を含む）や設置基準に沿った児童数とするための創設、分割または新たな支援単位の追加に対応するため、放課後児童支援員の資格を有する者を確保することが非常に困難である。（とちぎ子ども・子育て支援プランに基づく平成27年度～平成31年度までの施設数増加に伴う必要支援員数170名の他、長期休業期間や市町のプラン見直しによる支援単位等の増加への対応が必要）
- ・有資格者については一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認を市町村が行わなければならないが、認定資格研修受講者の約6割が有資格者であるため、今後、毎年約500名の受講者のうち約300名の資格確認業務を行うこととなり、市町村の負担が大きい。（県においても最終確認を行っている。）また、今後は一部修了者の受講確認業務も発生することから、受付事務が更に煩雑化する。

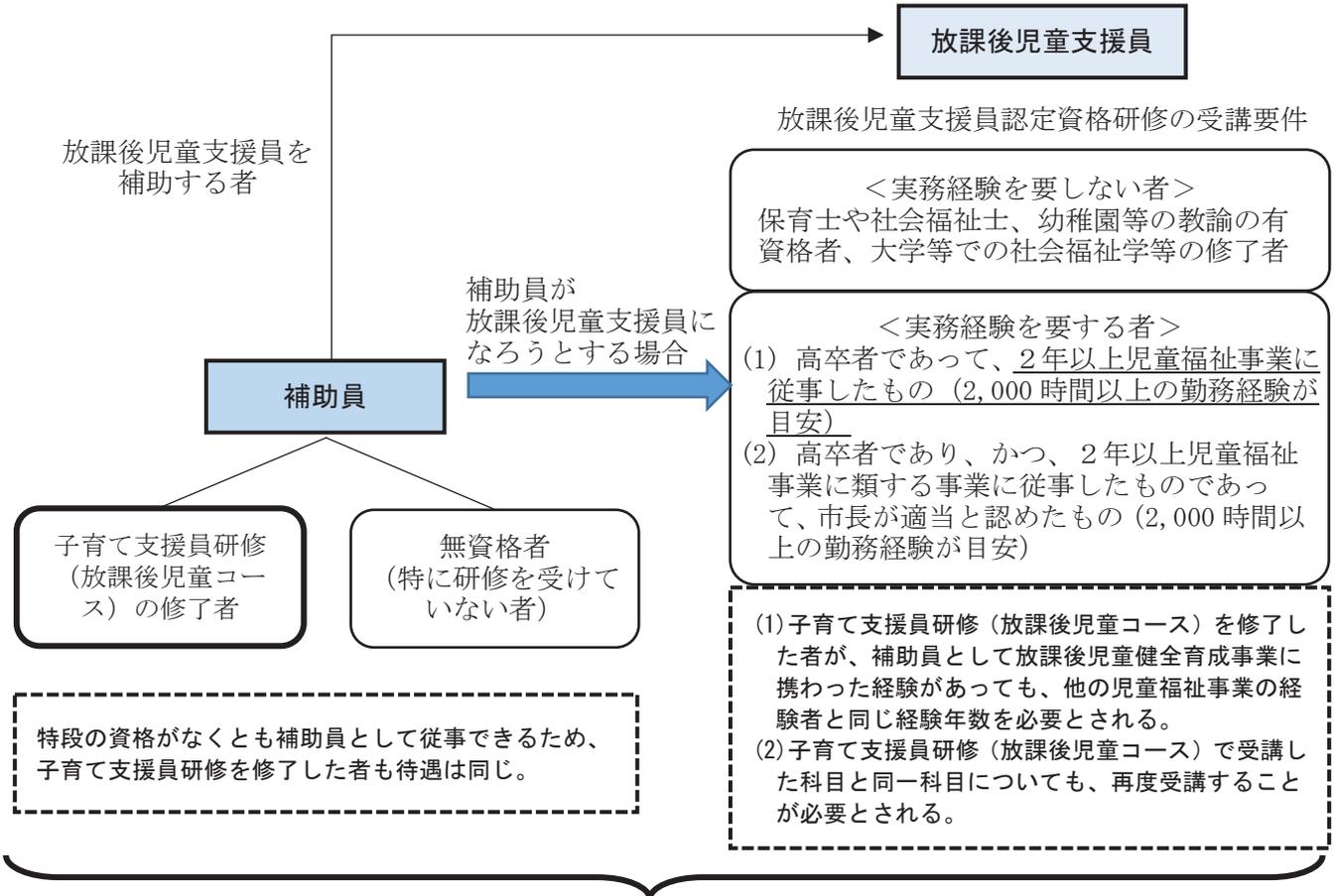
5 提案実現後の方向性について

- ・保育士等の国家資格を有する者は、資格を取得するための研修は免除とし、代わりに、資格者証とあわせて放課後児童支援員として必要な知識等に関するテキスト（心得）等を配布し放課後児童健全育成事業に関する理解と認識を深めてもらうとともに、スキルアップ研修に基礎編を加え、放課後児童支援員としての必須研修とする等、現任研修を強化する。
- ・放課後児童支援員としての専門性や質の向上を図るためには、県や市町村における実践的なスキルアップ研修を充実させることで可能である。

放課後児童支援員研修の受講要件の緩和(松山市)

1. 提案内容

放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に、放課後児童支援員の補助員経験者のうち子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了した者(以下単に「子育て支援員」という。)に関する要件を明記の上、受講に必要とされる従事年数を他の児童福祉事業の従事者よりも短期化する。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目のうち、子育て支援員研修の受講科目と重複するものの受講を免除する。



現在は、5年間(平成32年度まで)の経過措置があるものの、対象学年の拡大等により放課後児童クラブを増設中であるため、将来的に放課後児童支援員の不足が課題となる。

また、今後放課後児童健全育成事業を充実させていくには、放課後児童支援員をできるだけ多く確保しておくことが必要と考える。

そこで、子育て支援員から放課後児童支援員を段階的に育成するとともに、子育て支援員研修(放課後児童コース)受講の動機付けのため、次のとおり省令の基準等を緩和することを提案する。

提案

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第10条第3項各号に、補助員のうち子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了した者に関する受講要件を明記するとともに、必要とされる経験年数を他の児童福祉事業の経験者よりも短期化すること。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目のうち、子育て支援員研修の受講科目と重複するものの受講を免除すること。

2. 提案の背景

平成28年5月1日現在、本市の児童クラブへの入会児童数は4,726名であり、98の児童クラブで、594名の支援員及び補助員が従事している。そのうち、放課後児童支援員の有資格者は84名で全体の14%、子育て支援員の有資格者は8名で全体の1%である。

子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブの対象学年が、これまでの「小学3年生まで」から「小学6年生まで」に拡大したことに伴い、児童クラブへの入会を希望する保護者が増加している。また、現在も児童クラブの増設を進めているところであり、支援員等の人材確保は喫緊の課題である。

これに対し、本市では、平成27年度から児童クラブ従事者の人材バンクを創設して人材斡旋を行うなど人材確保に努めているものの、そのほとんどが無資格者であることから、人員不足の抜本的な解決策には至っておらず、それらの人材をいかに確実に、かつ効率的に児童クラブを担う人材に育成していくかが課題となっている。

3. 支障事例

放課後児童健全育成事業では、省令で定められた基準に従い、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないが、そのうち1人を除いては、補助員をもって代えることができる。なお、補助員には、子育て支援員と無資格者が存在するが、それらの待遇はほとんど同じである。

放課後児童支援員になるには、都道府県知事が実施する研修を修了する必要があるが、当該研修を受講できる者は省令で定められた要件を満たす者（保育士等の有資格者と実務経験者）に限定されている。実務経験者に関する要件の中には、子育て支援員に関する規定は明記されておらず、子育て支援員が放課後児童支援員認定資格研修を受講しようとしても、無資格者を含めた他の児童福祉事業の従事者と同じ経験年数を求められている。

そうすると、本市の場合は、児童クラブ従事者の大半が有資格者ではないため、2年かつ2,000時間以上の児童福祉事業等の従事経験が必要になり、さらに、平日は13時から18時までの5時間勤務であることから、受講要件を満たすまでに3～4年程度かかってしまう。

また、放課後児童支援員の研修科目の中には、子育て支援員の研修科目と一部重複するものがあるにもかかわらず、子育て支援員は再度その科目を受講しなければならず、現場の人材が不足している中で長時間の研修に参加させることは、他の職員の負担となっている。

このままでは、経過措置終了後の平成32年4月以降には、各児童クラブに在籍する放課後児童支援員は2～3名程度しか見込めず、勤務が有資格者に偏る可能性が高くなる。特に長期休業中などは開所時間が長時間になることから、有資格者の休暇取得が困難になり、健全な労働環境の確保ができなくなることが予想される。さらには、放課後児童支援員の不足から、児童クラブの開所ができなくなり、児童を預かることができなくなるなど、児童の健全育成に支障をきたすおそれがある。

放課後児童支援員認定資格研修と子育て支援員専門研修(放課後児童コース)の類似性について

※○…内容が遜色ないもの △…科目名や内容は概ね一致しているが、子育て支援員専門研修(放課後児童コース)の方が内容が簡潔で代替可能とまでは言いえないもの
×…科目名や内容が一致していないもの

放課後児童支援員認定資格研修		子育て支援員専門研修(放課後児童コース)		類似性	理由(研修の内容、時間等)
時間数	時間数	時間数	時間数		
1.5	1.5	専1 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	1.5	○	研修内容及び時間が同程度であり、遜色ない。
1.5	1.5	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	専2 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等	○	研修内容及び時間が同程度であり、遜色ない。
1.5	1.5	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	基2 子ども家庭福祉	△	研修時間は短いものの、研修内容には十分に類似性がある。
1.5	1.5	保護者との連携・協力と相談支援	基5 対人援助の価値と倫理	△	研修内容に一部類似性はあるが、時間が短く、内容がかなり簡素化されており、代替には出来ない。
1.5	1.5	学校・地域との連携			
1.5	1.5	子どもの発達理解	基3 子どもの発達	△	研修時間は短いものの、研修内容には十分に類似性がある。
1.5	1.5	児童期(6歳～12歳)の生活と発達	専3 子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達	○	研修内容及び時間が同程度であり、遜色ない。
1.5	1.5	障害のある子どもの理解	基7 子どもの障害	△	研修時間は短いものの、研修内容には十分に類似性がある。
1.5	1.5	特に配慮を必要とする子どもの理解	基6 児童虐待と社会的養護	△	研修内容に類似性はあるが、時間が短く、要対協等の他機関連携の内容が簡素化されており、代替には出来ない。
1.5	1.5	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援		×	該当科目なし
1.5	1.5	子どもの遊びの理解と支援	専4 子どもの生活と遊びの理解と支援	○	研修内容及び時間が同程度であり、遜色ない。
1.5	1.5	障害のある子どもの育成支援		×	該当科目なし
1.5	1.5	子どもの生活面における対応	専5 子どもの生活面における対応等	○	研修内容及び時間が同程度であり、遜色ない。
1.5	1.5	安全対策・緊急時対応	基4 保育の原理	×	研修内容に一部類似性はあるが、内容がかなり簡素化されており、代替には出来ない。
1.5	1.5	放課後児童支援員の仕事内容	専6 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理	△	研修内容に類似性はあるが、時間が短く、運営管理の内容が簡素化されており、代替には出来ない。
1.5	1.5	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守			
			基1 子ども・子育て家庭の現状	1	
			基8 総合演習	1	
24	16科目24時間		基本研修8科目8時間・専門研修6科目9時間	17	

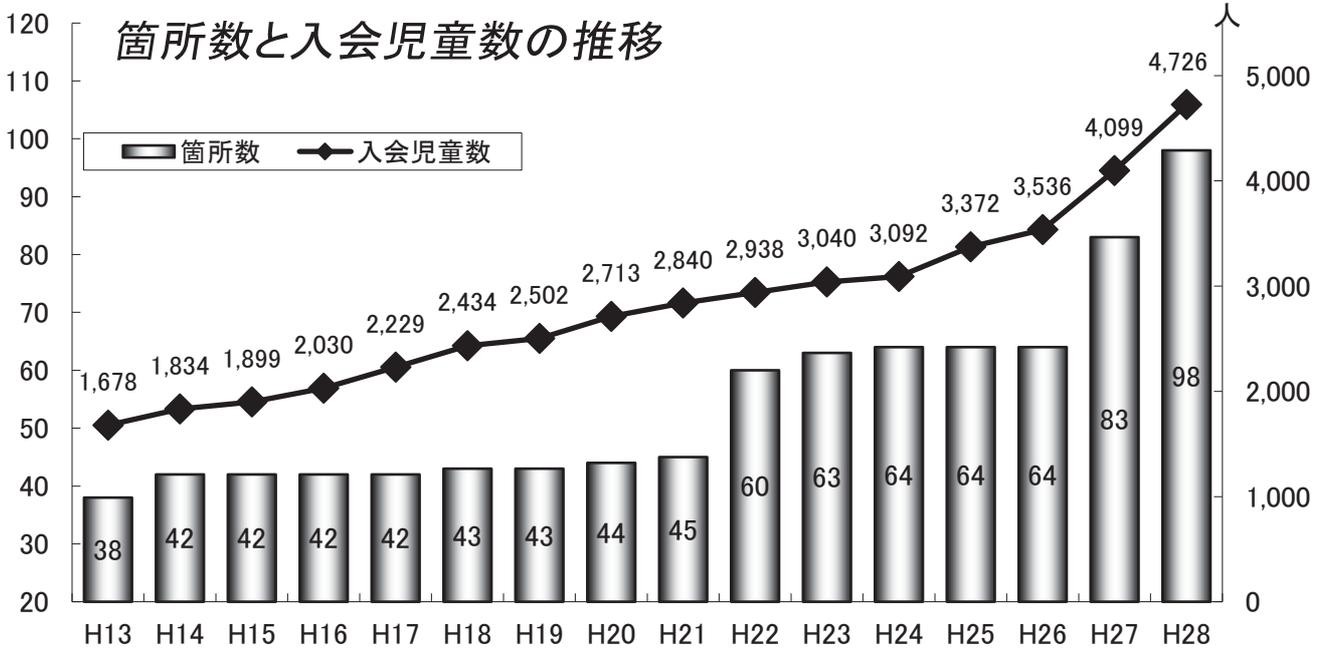
平成28年度 松山市児童クラブの概要 (H28.5.1時点)

1 クラブ数 98クラブ (+15クラブ)

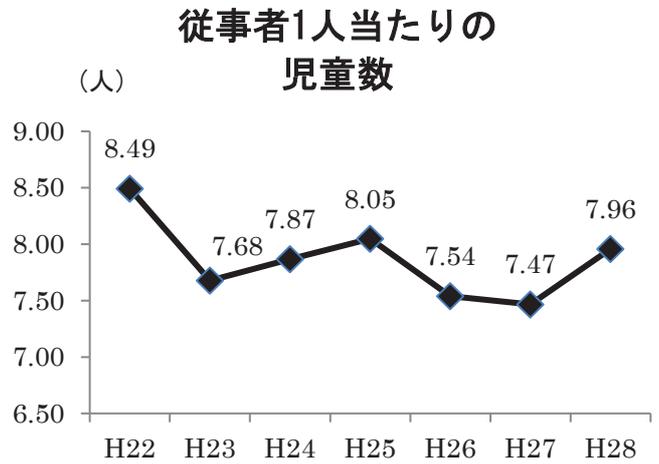
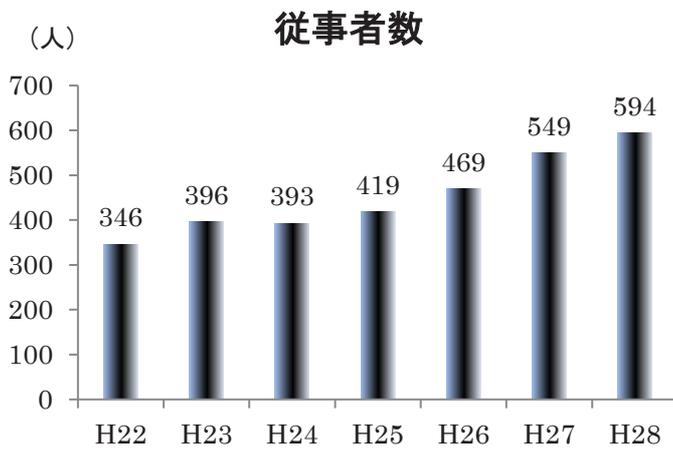
入会児童数 4,726人

※ 4,726人(H28.5.1現在) - 4,099人(H27.5.1現在) = +627人

箇所



2 児童クラブ従事者の状況



3 児童クラブ従事者の構成 (H28.5.1現在)

- 放課後児童支援員 … 84人 (14%)
- 研修一部受講者 … 5人 (1%)
- みなし支援員 … 278人 (47%)
- 子育て支援員 … 8人 (1%)
- 無資格者 … 219人 (37%)

